

## 会 議 録 (概要)

会議の名称	令和2年度第2回佐渡市個人情報保護制度審議会
開催日時	令和3年2月22日(月) 午後1時30分開会 午後2時閉会
場所	佐渡市役所 3階 大会議室
議題	個人情報業務の登録等について (1) コロナに負けるな!!子育て・暮らし応援事業に関する事務(社会福祉課)
会議の公開・非公開	公開
出席者	<委員> 会長 中嶋羊一 副会長 永井恭子 委員 藤井光、名畑岐、矢島陽子、佐藤友典、渡邊日出子 <案件担当課> 社会福祉課 課長補佐 知本政則、人事係 主事 三浦飛鳥 <事務局> 総務課 課長補佐 齋藤壮一、 総務係長 金子高敏、主任 長嶋麻紀、主事 親松健太
傍聴人の数	0人
備考	

会議の概要(発言の要旨)	
発言者	議題・発言・結果等
中嶋会長	開 会 挨拶
社会福祉課	個人情報業務の登録(報告)について (1) コロナに負けるな!!子育て・暮らし応援事業に関する事務(社会福祉課)  【担当課からの説明】 この案件は、昨年末に急遽事業の実施が決まり、年明けすぐ対象者を抽出する必要があったため、審議会を開催するいとまがなく、条例に基づき事後報告となったもの。

	<p>事業内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計の負担が増加する子育て世帯、高齢者世帯等の暮らしを支援することを目的に対象となる市民へ応援券を給付するもの。</p> <p>対象者は、子育て支援では、令和3年1月1日時点で市内に住所を有する18歳以下の子ども（令和3年4月1日までに生まれた子等を含む）、暮らし応援では、令和3年1月1日現在において、佐渡市に住所がある生活保護世帯及び住民非課税世帯のうち、高齢者のみ世帯と障害者の属する世帯の世帯主。</p> <p>2月10日に申し込みを締め切り、対象件数は13,100件を見込んでいたが、結果11,900件、約91パーセント申し込みがあった。</p> <p>応援券は、子育て支援については、子ども一人につき10,000円、暮らし応援では対象1世帯につき10,000円。申し込みの後、はがきを送付され、郵便局で応援券に交換。</p> <p>個人情報の取得方法は、住基データのうち、子育て世帯については、（保護者を抽出する必要があったため）市民生活課からの予防接種対象者リストにより対象者を突合して抽出。生活保護世帯及び障害者の属する世帯については、社会福祉課で取得した生活保護世帯又は障害者の属する世帯のリストを住基データに突合して抽出、非課税世帯については、税務課から取得した所得データを住基データに突合して抽出。また、転入者においては、税務課の所得データには情報がないため、市民生活課及び高齢福祉課から介護保険と国民健康保険の所得データを取得し、抽出した。</p> <p>今回、この報告と合わせてご意見いただきたいのは、条例第11条第5号に該当し個人情報を利用したが、同条第2項で、「その旨を本人に通知し、又は公表しなければならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、通知し、又は公表する必要がないと認めたときは、この限りでない」とある。この件について、当該事業内容を踏まえ、本人への通知、またはHP等での公表について、審議会のご意見を伺いたい。</p> <p><b>【質疑・意見】</b></p> <p>支援事業であり、こういった内容のものであれば、条例第11条第2項ただし書に該当すると思うがいかがか。</p> <p>その前に1点。この事業をやると決めて、募集する前に審議会を開催するのが通常だと思うが。</p> <p>今回、事前の開催は日程的に難しかった。もっと早く開催したかったが、もう1件、審議会に諮る必要があるのではないかという案件</p>
中嶋会長	
名畑委員	
金子係長	

中嶋会長	<p>があり、その調整のため開催が本日となってしまった。その案件は審査会に諮らなくてもよいものであったため、本日は1件のみの報告となった。</p> <p>公表については、何かご意見ないか。なければ本人通知又は公表について必要なしということで、了承したということでよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
金子係長	<p>コロナの状況でもあり、今回は報告案件の1件だけであったことから書面審議も考えた。今後、内容や案件の件数によっては、書面による審議も考えている。</p>
中嶋会長	<p>案件によっては書面決議での開催もよいのではないか。</p> <p>閉 会</p>